

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月31日
【会社名】	株式会社U K Cホールディングス
【英訳名】	UKC Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福寿 幸男
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長 田口 雅章
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目11番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 福寿幸男及び最高財務責任者 田口雅章は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成29年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社9社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を基本に当期の業績予想も考慮して、連結売上高の概ね2/3に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」としてしております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽表示の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス等、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスについて評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備と判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

当社の連結子会社であるUKC ELECTRONICS(H.K.)CO.,LTD.（以下、「U K C 香港」という。）における前渡金等の資産の評価について精査が必要となることが判明しました。

このため、当社は、社外専門家を補助者として選定し社内調査を実施したところ、一部の前渡金に関連した売掛金回収に対する疑義が高まりました。

そこで、当社は、平成29年5月30日に当社とは利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、本件疑義の事実関係の調査、原因究明を実施いたしました。平成29年7月19日に受領しました、第三者委員会の調査報告書等により、以下の事実が判明いたしました。

- ・本件対象取引における前渡金の一部が売掛金に還流しており、U K C 香港が意図的に売掛金の回収偽装を行った
- ・U K C 香港の売掛金の回収実態に照らして合理的な見積りに基づく貸倒引当金計上がなされなかった
- ・当事者取引として売上総額を表示したビジネスの一部に代理人取引として純額表示すべき取引があり、売上が過大に表示されていた

これにより、当社は過年度の決算を修正するとともに、平成25年3月期から平成28年3月期までの有価証券報告書、及び平成27年3月期第1四半期から平成29年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

以上のことから、当社及び子会社の全社的な内部統制並びに、決算・財務報告プロセスの以下の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

- ・ 海外グループ会社管理部門・コンプライアンス部門・内部監査部門などの本社管理部門の弱体
- ・ リスク管理の視点の欠如
- ・ 取締役会の機能不全
- ・ 売上計上、売掛債権管理、引当金計上プロセスにおいて、上記事実に係る内部統制の整備及び運用が不十分であったこと

本件は当事業年度末日以降に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、重要な不備を是正するために第三者委員会からの提言を踏まえ、第三者委員会報告書検討委員会（以下、「報告書検討委員会」という。）を設立し、当社の新しい体制構築に資する施策を立案し、再発防止を推進してまいります。

#### 4【付記事項】

付記事項はありません。

#### 5【特記事項】

特記事項はありません。